

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇(以下「施設管理者」という。)と栃木県那須塩原市(以下「市」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市が熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止を図るため、気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)の規定に基づく指定暑熱避難施設の指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定で使用する用語の定義は、法の用語の定義によるものとする。

(協定の目的となる指定暑熱避難施設)

第3条 法第21条第1項の規定により指定暑熱避難施設として指定する施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

一 名称

〇〇

二 所在地

〇〇

(供用部分)

第4条 対象施設において、法第21条第5項の規定により指定暑熱避難施設として開放した際に、住民その他の者の滞在の用に供する部分(以下「供用部分」という。)は、対象施設の〇〇とする。

(開放可能日等)

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別表1に掲げるとおりとする。

(施設の管理)

第6条 施設管理者は、法及び気候変動適応法施行規則(令和6年環境省令第2号)に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、供用部分を適切に維持管理するものとする。

2 市は、供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、施設管理者に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

- 第7条 市は、栃木県を対象とする法第19条第1項の規定に基づく熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに施設管理者に伝達するものとする。
- 2 施設管理者は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、施設管理者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

- 第8条 施設管理者は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

- 第9条 施設管理者は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、施設管理者又は市のいずれからも本協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、施設管理者及び市が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、施設管理者及び市が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

施設管理者 所在地 〇〇
名称 〇〇
代表者 〇〇

市 所在地 〇〇
名称 〇〇
代表者 〇〇

別表1

名称	〇〇
所在地	〇〇
開放する曜日	〇〇
開放する時間帯	〇〇
開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数	〇〇